

26PB-pm294

新指導要領による中学校・高等学校のくすり教育の現状についての調査報告

○金澤 幸江^{2,1}, 真野 泰成², 水上 勝義³ (¹ポプリ薬局, ²東京理科大, ³筑波大学)

【目的・背景】近年、セルフメディケーションの推進や薬事法の改正による医薬品販売の規制緩和により、国民の医薬品に対する正しい知識が求められている。平成 20 年度に学習指導要領が改訂され、義務教育にくすり教育が取り入れられた。そこで中学生、高校生及びくすり教育を指導する教員にアンケートを実施し、くすり教育の現状や課題について調査した。また従来より継続して行われている「薬物乱用防止教育」についても、アンケートを実施し調査したので報告する。

【方法】A 県 B 市内の中学生、高校生、及びくすり教育を指導する教員に「くすり教育」及び「薬物乱用防止」に関して、自記式によるアンケート調査を行った。

【結果】小学校から毎年指導を受けてきた「薬物乱用防止」では、危険性、教育の重要性など既に理解されていて、誘惑に対して断る自信もあった。くすり・健康食品・サプリメントは中学生・高校生にも身近なものになっているが、セルフメディケーションするための知識はまだ身につけていないという結果だった。

くすりについて学びたい内容は多岐にわたり、くすり教育への関心が高かった。くすり教育を教育課程に位置付けている教員は少なかったが、自作教材を用いていた事例もあり、全ての教員がくすり教育を進めていきたいと答えた。

【考察】学習指導要領の改訂により「薬物乱用防止教育」と「くすり教育」を分けて指導することにより、「くすり」の指導が正しく行われるようになったと考える。中学校における「くすり教育」を実施している学校は未だ少なく、生徒も「くすり」に対する知識が十分でないことが示され、今後「くすり教育」に対するより積極的な取り組みが必要なことが示唆された。また、学校薬剤師の専門性を活かした関わりも重要であり、指導教員との連携による活動に期待したい。